

# 仙台市立高森中学校教育振興会会則

第1条 本会は、仙台市立高森中学校教育振興会と称し、事務局を高森中学校内におく。

第2条 本会は、高森中学校の文化・体育活動の振興発展の充実向上をはかることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)文化・体育活動に必要な用具、設備、その他費用の援助
- (2)対外活動・対外試合の応援激励
- (3)その他本会の目的達成のために必要な事項

第4条 本会は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校職員をもって組織する。

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1)会 計 1名 (PTA 会長)
- (2)副会長 1名 (世話人会)
- (3)庶 務 2名 (世話人会、本校職員) ※内、1学年から1名選出
- (4)会 計 1名 (本校職員)
- (5)監 事 2名 (世話人会) ※内、1学年から1名選出
- (6)事務長 1名 (本校教頭)

第6条 会長はPTA 会長が兼任するものとし、他の役員は、年度末の教育振興会世話人会 (以下「世話人会」という) において選出し総会の承認をうける。

第7条 本会役員の職務は、次の通りとする。

- (1)会長は、会を代表して会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときにはその職務を代行する。
- (3)庶務は、会計は、それぞれ本会の庶務、会計を司る。
- (4)監事は、本会の会計監査を行う。
- (5)事務長は、会計を含む事務全般の調整をする。

第8条 本会に顧問、参与をおくことができる。

顧問・参与は、重要事項について会長の諮問に応ずる。

第9条 本会に世話人をおく。世話人は、各部毎に正副各1名ずつ選出する。

第10条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。

第11条 本会の会議は、総会・役員会・世話人会とし会長が招集する。

第12条 総会は、毎年1回開く。但し、役員会において必要と認めるときは臨時に開くことができる。

第13条 役員会は、会長・副会長・庶務・会計・事務長をもって構成し、会則の改正、予算、決算、その他重要事項を審議し総会で決定する。

第14条 世話人会は、会長・副会長・庶務・会計・事務長をもって構成する。

世話人は、対外活動や対外試合の連絡・報告会を行い、会委員との連絡にあたる。

第15条 会議の議事は、出席者の過半数の同意によって決定する。可否同数の場合は、議長が決定する。

第16条 本会の経費は、会費および寄付金をもってこれにあてる。

会費の金額は、毎年役員会において審議し総会の承認をうける。

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

付則 この会則は、平成2年4月1日より施行する。

この会則は、平成27年4月24日より施行する。

# 教育振興会組織図

